

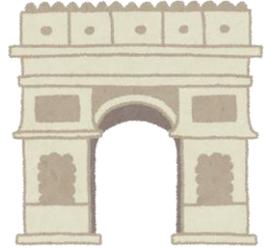
## ① 優先権

### (1) パリ条約による優先権

日本で特許出願した者が、外国（パリ条約の同盟国）に特許出願する場合に、日本出願から1年以内に外国出願をすれば、日本の出願日を基準に新規性や進歩性などを判断してもらえます。

日本出願に含まれていなかった内容を追加して外国出願する部分優先も認められています。ただし、追加した内容については、外国の出願日を基準に判断されることになります。

また、複数の出願を基礎として優先権を主張する複合優先も認められています。



### (2) 国内優先権

日本で特許出願（先の出願）した者が、出願から1年以内に、内容を追加して新たな特許出願（後の出願）をすれば、元の内容については先の出願日を基準に新規性や進歩性などが判断され、追加内容については後の出願日を基準に判断されます。

パリ条約の部分優先を国内出願に適用した感じとなりますが、先の出願は、1年4ヶ月で取り下げた扱いになるのと、先の出願が取下げや査定確定などになった後はできなくなる点で違いがあります。

それから、別の出願となりますので、先の出願で審査請求をしていた場合、後の出願でも審査請求をすることになります。先の出願から1年4ヶ月以前に特許になった場合は、取り下げ扱いにはなりません。

### (3) 利用例

- 特許出願時にまだ改良の可能性がある場合は、審査請求をしないでおいて、出願から1年以内に改良発明が出たら国内優先権を主張してそれを追加した新出願をする。
- 特許出願と同時に審査請求と早期審査を申請して、出願から1年以内に審査結果をもらい、もし拒絶理由通知に対して補正では解消することが困難だった場合、国内優先権を主張して拒絶を解消できる内容を追加した新出願をする。
- 特許出願と同時に審査請求と早期審査を申請して、出願から1年以内に審査結果をもらい、もし特許査定が得られたら、パリ条約による優先権を主張して外国出願をする（日本出願が特許になっても、パリ条約による優先権を主張することは可）。
- 日本出願（優先日）から1年以内に、パリ条約の優先権を主張して改良発明を追加したPCT国際出願を、指定国に日本を含めて行い、国際調査報告で新規性や進歩性などが有るとの見解が得られたら、優先日から2年6ヶ月以内に日本と外国に国内移行手続をする。なお、日本へ移行させた出願は、先の日本出願を基礎として国内優先権を主張した後の出願の扱いとなる。先の日本出願は特許になっていなければ取下げ扱いになるが、特許になっていた場合は請求項が重複しないようにする必要がある。



## こちら特許部

ニッポウ  
**NIPPO** 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。  
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 [info@nippo-patent.jp](mailto:info@nippo-patent.jp)